

株 主 各 位

平成29年6月8日  
東京都千代田区大手町二丁目2番1号  
品川リフラクトリーズ株式会社  
代表取締役社長 相 川 貢

## 第183回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第183回定時株主総会を下記の通り開催いたしますのでご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席お差し支えの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月28日午後5時30分までに当社に到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号  
サピアタワー6階  
ステーションコンファレンス東京605号会議室  
（「第183回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 会議の目的事項  
報告事項 (1) 第183期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
(2) 第183期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の配当の件  
第2号議案 株式併合の件  
第3号議案 定款一部変更の件  
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件  
第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

以 上

(お願い)

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類及び計算書類の注記につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.shinagawa.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知記載のもののほか、この連結計算書類及び計算書類の注記も含まれております。

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.shinagawa.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当期における我が国経済は、堅調な企業業績と雇用情勢に支えられ、個人消費には未だ力強さが欠けるものの、緩やかな回復を続けてまいりました。

耐火物業界の最大の需要先である鉄鋼業界におきましては、自動車を中心とした国内需要が堅調に推移したことから、通期の粗鋼生産は前期比0.9%増加の1億516万トンとなり、3年ぶりの前期比増となりました。

当社グループにおきましては、世界トップクラスの総合耐火物メーカーとしての地位の維持・向上に向けて、確実な収益確保とさらなる成長を実現することを中長期的なビジョンに掲げ企業活動を展開しております。当期は「将来にわたる持続的成長に向け中長期的な視点から競争力の確保を図る」を基本方針とする第3次中期経営計画の2年目にあたり、最重要課題である「設備・人材面における基盤整備」の内、「中核生産設備の新鋭化」としてスライドプレート製造用プレスの導入を完了し、引続いてマグネシア・カーボンレンが製造用プレスの導入に取り組みました。また「人材の確保・育成」として採用の拡大と社員教育の充実に重点を置き推進してまいりました。

当期の連結成績につきましては、粗鋼生産が堅調に推移したことと、コークス炉大型建設工事の売上計上により、耐火物及び関連製品、エンジニアリングの売上が増加したことから、売上高は1,037億22百万円と前期に比べ58億32百万円(6.0%)の増加となりました。

損益面では、売上の増加に加えて、コストダウンの推進と為替変動による原燃料価格の低下もあり、営業利益は63億44百万円と前期に比べ13億25百万円(26.4%)、経常利益は63億65百万円と前期に比べ14億14百万円(28.6%)、親会社株主に帰属する当期純利益は36億2百万円と前期に比べ8億5百万円(28.8%)のそれぞれ増益となりました。

次にセグメントの概況をご報告申し上げます。

<耐火物及び関連製品>

耐火物及び関連製品事業につきましては、国内の粗鋼生産が堅調に推移したことに加え、製鋼用モールドパウダー及びセラミックファイバー製品の売上増加等により、当期の売上高は752億93百万円と14億43百万円（2.0%）の増収となりました。

<エンジニアリング>

エンジニアリング事業につきましては、コークス炉大型建設工事の売上計上等により、当期の売上高は261億8百万円と44億13百万円（20.3%）の増収となりました。

<不動産・レジャー等>

不動産・レジャー等事業につきましては、当期の売上高は23億20百万円と24百万円（△1.1%）の減収となりました。

セグメント	売上高（百万円）			
	前期 (平成28年3月期)	構成比	当期 (平成29年3月期)	構成比
耐火物及び関連製品	73,849	75.4%	75,293	72.6%
エンジニアリング	21,694	22.2	26,108	25.2
不動産・レジャー等	2,345	2.4	2,320	2.2
合計	97,889	100.0	103,722	100.0

(2) 設備投資の状況

当社グループが当期において実施いたしました設備投資の総額は、30億6百万円であります。その主なものは次の通りです。

当社	西日本工場岡山製造部	プレートプレス本体	4億72百万円
当社	西日本工場岡山製造部	プレートプレス建屋	3億86百万円

### (3) 対処すべき課題

今後の国内経済につきましては、3年後に迫った東京オリンピック・パラリンピックに向けた建設需要の本格化が見込まれ、引き続き回復基調の中で推移することが予想されます。一方海外においては、東アジア及び中東での地政学リスクの増加が懸念されることに加え、アメリカの保護主義的な経済政策の動向や主要国での大統領選挙・国政選挙等、世界経済に対する不安定要因が山積しており、先行きには不透明感が増しております。

当社グループにおきましては、国内市場は基本的に安定した環境の中で推移すると見込んでおりますものの、世界経済の情勢によっては国内市場の安定にも変調が生じる恐れが十分にあり、同業他社との競争も激しさを増すことが想定されます。また海外市場においても、不安定要因の顕在化によって生じる環境の変化に迅速に対応することが必要となってきました。

こうした中、当社グループは第3次中期経営計画（平成27年度～29年度）において、将来にわたる持続的成長を実現するため、中長期的な視点に基づく競争力強化策として「設備と人材の基盤整備・強化」を基本方針とし、以下の四つの重点課題に取り組んでおります。

#### ① 国内生産基盤の整備

中核生産設備の新鋭化により品質強化と生産性の向上を図り、競争力を強化します。

#### ② 人材の確保と育成

競争力の源泉である人材の確保・育成のため、安定的な採用を継続すると共に、人材育成の高度化、技能継承の充実等の人事施策を強化します。

#### ③ 技術力の強化と拡販

生産・販売・技術一体の活動を推進し、商品技術力・販売力を徹底強化します。

#### ④ 安全活動とコンプライアンスの強化

安全活動においては「設備と作業の本質安全化」の徹底と「5S」の全職場展開により、安全・快適で効率的な職場づくりを目指します。コンプライアンスにおいては、グループ全体としてレベルの維持・改善に努め、着実に意識の向上を図ります。

中期経営計画の最終年度にあたる平成29年度においては、四つの重点課題の完遂によって堅固な収益基盤を構築いたします。

今後も引き続き、株主の皆様のご期待に応えるべくグループ一丸となって邁進する所存であります。

#### (4) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第180期 (平成26年3月期)	第181期 (平成27年3月期)	第182期 (平成28年3月期)	第183期 (平成29年3月期) (当期)
売 上 高(百万円)	96,875	100,188	97,889	103,722
経 常 利 益(百万円)	4,160	5,215	4,951	6,365
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	2,224	3,098	2,796	3,602
1株当たり当期純利益 (円)	23.59	32.87	29.67	38.21
純 資 産(百万円)	45,257	51,042	50,132	54,186
総 資 産(百万円)	106,869	109,841	103,697	106,507
1株当たり純資産額 (円)	422.49	478.95	468.80	505.68

#### (5) 企業集団の主要な事業内容

セグメント	事 業 内 容
耐 火 物 及 び 関 連 製 品	定形耐火物、不定形耐火物、モールドパウダー、焼石灰、化成品、耐火断熱煉瓦、セラミックファイバー及びファインセラミックス等の製造販売
エ ン ジ ニ ア リ ン グ	高炉・転炉・焼却炉等の築炉工事、工業窯炉の設計・施工等
不 動 産 ・ レ ジ ャ ー 等	不動産賃貸、ゴルフ場・スーパー銭湯の経営等

#### (6) 企業集団の主要な営業所及び工場

##### ① 当社

本 社：東京都千代田区  
営 業 所 ・ 事 業 所：千葉、川崎、倉敷、福山、神戸、加古川、鹿嶋、大阪  
工 場：いわき、銚田、赤穂、備前、倉敷

## ② 重要な子会社

イソライト工業株式会社：大阪、愛知、石川  
 株式会社セラテクノ：兵庫、岡山  
 品川ファインセラミックス株式会社：岡山、神奈川  
 瀋陽品川冶金材料有限公司：中国  
 シナガワリフラクトリーズオーストラレイシア Pty. Ltd.：オーストラリア  
 大石橋市品川栄源連鑄耐火材料有限公司：中国  
 シナガワアドバンストマテリアルズアメリカズ Inc.：米国  
 遼寧品川和豊冶金材料有限公司：中国

## (7) 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数	前期末比増減
耐火物及び関連製品	2,115名	50名減少
エンジニアリング	594名	5名減少
不動産・レジャー等	25名	2名増加
全社（共通）	52名	増減なし
合計	2,786名	53名減少

(注) 当社の従業員数は1,111名（前期末比3名増加）であります。

## (8) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
三井住友信託銀行株式会社	5,103百万円
株式会社三井住友銀行	3,465
株式会社みずほ銀行	3,014
株式会社七十七銀行	1,630

(9) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
イソライト工業株式会社	百万円 3,196	% 54.9	耐火断熱煉瓦・セラミックファイバーの製造・販売
株式会社セラテクノ	440	51.0	耐火物・焼石灰の製造・販売
品川ファインセラミックス株式会社	100	100.0	ファインセラミックスの製造・販売
瀋陽品川冶金材料有限公司	百万人民元 44	100.0	連続鋳造用モールドパウダーの製造・販売
シナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア Pty.Ltd.	百万豪ドル 22	100.0	耐火物の製造・販売
大石橋市品川栄源連 鑄耐火材料有限公司	百万人民元 48	67.0	製鋼用耐火物の製造・販売
シナガワ アドバンスト マテリ アルズ アメリカズ Inc.	千米ドル 300	100.0	連続鋳造用モールドパウダーの製造・販売
遼寧品川和豊冶金材料有限公司	百万人民元 28	66.7	連続鋳造用モールドパウダーの製造・販売

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 377,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 94,293,663株  
 (3) 当事業年度末の株主数 4,377名  
 (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
J F E ス チ ー ル 株 式 会 社	31,810千株	33.7%
株 式 会 社 神 戸 製 鋼 所	3,525	3.7
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,268	3.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,832	3.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,482	2.6
富 国 生 命 保 険 相 互 会 社	2,000	2.1
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,705	1.8
ガ バ メ ン ト オ ブ ノ ル ウ ェ ー	1,696	1.8
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,500	1.6
岡 山 エ ス エ ス 会	1,422	1.5

(注) 持株比率は自己株式(22千株)を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権に関する事項

該当する事項はございません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	相川 貢	CEO
取締役常務執行役員	吉野 良一	第2営業部担当・株式会社セラテクノ代表取締役社長
取締役常務執行役員	飯田 栄司	生産部門・調達センター・安全環境部担当 西日本工場長
取締役常務執行役員	金重 利彦	第1営業部・第3営業部・第4営業部担当
取締役常務執行役員	斎藤 敬治	技術研究所・技術部担当 技術研究所長兼技術部長
取締役常務執行役員	加藤 健	管理部門・国内関係会社担当
取締役常務執行役員	黒瀬 芳和	築炉事業部・エンジニアリング部担当
取締役常務執行役員	山下 寛文	経営企画部・中国アジア事業部・欧米豪州事業部 ・海外関係会社担当 経営企画部長
取締役（常勤監査等委員）	箱根 直意	
取締役（常勤監査等委員）	市川 一	
取締役（監査等委員）	豊泉 貫太郎	日本生命保険相互会社社外監査役 三菱石油株式会社社外監査役
取締役（監査等委員）	佐藤 正典	全国農業協同組合中央会理事・監査委員長 タカタ株式会社社外監査役
取締役（監査等委員）	中島 茂	日精エー・エス・ビー機械株式会社社外監査役 株式会社日本証券クリアリング機構社外監査役 一般社団法人日本自動車販売協会連合会監事

(注) 1. 平成28年6月29日開催の第182回定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。

2. 取締役（監査等委員）豊泉貫太郎、佐藤正典、中島 茂の各氏は、社外取締役であります。

3. 取締役（監査等委員）箱根直意、市川 一の両氏は、長年にわたり経理部門に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

取締役（監査等委員）豊泉貫太郎、中島 茂の両氏は、弁護士として会社法はもとより企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

取締役（監査等委員）佐藤正典氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 取締役(監査等委員)豊泉貴太郎、佐藤正典、中島 茂の各氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
5. 当社は、執行役員制度を採用しており、相川 貢、吉野良一、飯田栄司、金重利彦、斎藤敬治、加藤 健、黒瀬芳和、山下寛文の各氏が執行役員を兼務しております。
6. 当期中の取締役及び監査役の異動は、次の通りであります。
  - (1)平成28年6月29日開催の第182回定時株主総会において、取締役として斎藤敬治、加藤 健、黒瀬芳和、山下寛文、箱根直意、市川 一、豊泉貴太郎、佐藤正典の各氏が新たに選任され、就任いたしました。
  - (2)平成28年6月29日開催の第182回定時株主総会終結の時をもって、取締役白山 章、野村 修、太田隆明、監査役小山恵一郎、箱根直意、豊泉貴太郎、佐藤正典の各氏が退任いたしました。
7. 当社と取締役(監査等委員)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
8. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、監査等委員会の決議により、箱根直意、市川 一の両氏が常勤の監査等委員として選定されております。

## (2) 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員(名)	支給額(百万円)
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	12 (1)	189 (2)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	5 (3)	57 (24)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	14 (4)
合計 (うち社外役員)	21 (6)	261 (31)

- (注) 1. 監査役に対する報酬等の額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する報酬等の額は、移行後の期間に係るものであります。
2. 使用人兼務取締役の使用人分給与相当額の総額は46百万円であり、上記支給額には含まれておりません。
3. 当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した総額は59百万円(取締役(監査等委員を除く)47百万円、取締役(監査等委員)10百万円、監査役2百万円)であり、上記支給額に含まれております。

4. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、平成22年6月29日開催の第176回定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第182回定時株主総会において月額23百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第182回定時株主総会において月額6百万円以内と決議いただいております。
6. 監査役の報酬限度額は、平成22年6月29日開催の第176回定時株主総会において月額5百万円以内と決議いただいております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先、兼職内容及び当該他の法人等との関係
取締役 監査等委員	豊泉 貫太郎	日本生命保険相互会社社外監査役 日本生命保険相互会社は当社株式の1.5%を所有しております。また、当社は同社との間に資金の借入等の取引関係があります。
		三愛石油株式会社社外監査役 当社と三愛石油株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 監査等委員	佐藤 正典	全国農業協同組合中央会理事・監査委員長 当社と全国農業協同組合中央会との間には重要な取引その他の関係はありません。
		タカタ株式会社社外監査役 当社とタカタ株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 監査等委員	中島 茂	日精イー・エス・ビー機械株式会社社外監査役 当社と日精イー・エス・ビー機械株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社日本証券クリアリング機構社外監査役 当社と株式会社日本証券クリアリング機構との間には重要な取引その他の関係はありません。
		一般社団法人日本自動車販売協会連合会監事 当社と一般社団法人日本自動車販売協会連合会との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
豊 泉 貫 太 郎	当事業年度開催した取締役会12回のうち監査役として2回、取締役監査等委員として9回出席しております。また、当事業年度開催した監査役会の2回中2回、監査等委員会の10回中10回に出席しております。いずれも必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地に基づき、的確な発言を行っております。
佐 藤 正 典	当事業年度開催した取締役会12回のうち監査役として2回、取締役監査等委員として10回出席しております。また、当事業年度開催した監査役会の2回中2回、監査等委員会の10回中10回に出席しております。いずれも必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地に基づき、的確な発言を行っております。
中 島 茂	当事業年度開催した取締役会12回のうち取締役として2回、取締役監査等委員として10回出席しております。また、当事業年度開催した監査等委員会の10回中10回に出席しております。いずれも必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地に基づき、的確な発言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 会計監査人に対する報酬等の額

- |                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬           | 57百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 99百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはそれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である海外事業に係る助言業務を委託しております。

連結子会社のイソライト工業㈱は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である内部統制の文書化に係る助言業務を委託しております。

### (4) 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況の相当性、報酬見積の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、上記の額に同意しました。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

そのほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の信頼性・適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 業務の適正を確保するための体制整備

当社は、「取締役（監査等委員である取締役（以下監査等委員という）を除く。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」として以下を内容とする「内部統制システム基本方針」を取締役会で決議しております。

- ① 取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 企業行動憲章を制定し、経営者が繰り返しその精神を当社及び子会社から成る企業集団の全従業員に伝えることにより、法令順守があらゆる企業活動の前提であることを周知徹底する。
  - 2) 内部統制委員会を設置し、当社及び子会社各社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。内部統制委員会は取締役、執行役員及び常勤の監査等委員の内から構成し、事務局を設置する。
  - 3) 内部統制委員会は、必要に応じて当社及び子会社のコンプライアンスの推進状況について監査する。
  - 4) 内部統制委員会は、コンプライアンスの推進状況及び監査の結果を定期的を取締役会及び監査等委員会に報告する。
  - 5) 法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置する。
  
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る情報は、社内規則に則り、適切に文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査等委員は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
  
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) 内部統制委員会は、当社及び子会社各社のリスクマネジメントの取り組みを横断的に統括する。
  - 2) 内部統制委員会は、必要に応じて当社及び子会社のリスクマネジメントの推進状況について監査する。
  - 3) 内部統制委員会は、リスクマネジメントの推進状況及び監査の結果を定期的を取締役会及び監査等委員会に報告する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制  
以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。
- 1) 取締役、執行役員及び従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目的に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
  - 2) 取締役会は、中期経営計画を具体化するため部門ごとの毎期の業績目標と予算を設定する。
  - 3) 各部門を担当する取締役または執行役員は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を構築する。
  - 4) 管理部門担当取締役は月次の業績につき、ITを積極的に活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役及び取締役会に報告する。
  - 5) 取締役会は、毎月、この結果をレビューし、担当取締役に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社は、当社及び子会社から成る企業集団全体にわたる内部統制の構築を目指し、当社及び子会社各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等が効率的に行なわれるシステムを含む体制を構築する。  
そのため、当社取締役、執行役員、事業所長及び子会社社長は、当社各部門及び子会社各社の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用に関する権限と責任を有する。  
当社の内部統制委員会は、当社及び子会社の内部統制に関する監査を実施し、その結果を当社各部門及び子会社各社の責任者に報告するとともに、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行なう。
  - 2) 当社は、子会社各社の一定の重要事項（損失の危険の管理に関する事項を含む）について、関係会社管理規程により当社の機関決定までの手順を義務づけ、当社の取締役会規則等に定めた決定手続き等により、審議・決定し、また報告を受ける。
  - 3) 関係会社担当取締役・執行役員は、関係会社管理規程に基づき当社のシステムに則った子会社各社のコンプライアンス及びリスクマネジメントの体制整備と、効果的且つ効率的な職務の執行に関して子会社社長に指示・助言を行うとともに、子会社各社の推進状況を監督する。
  - 4) 当社の内部監査室は、当社及び子会社各社の業務の有効性・効率性並びにコンプライアンス及びリスクマネジメントの実施状況について監査する。

- ⑥ 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- 1) 監査等委員会が求めた場合の監査等委員の職務を補助する使用人は内部監査室員の内より選出し、監査等委員の指示を確実に遂行するものとする。
  - 2) 監査等委員の職務を補助する使用人の異動については、監査等委員会の意向を踏まえた上で決定する。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 1) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人は、必要に応じまたは監査等委員会の要請に応じ、監査等委員会に対して職務の執行状況を報告する。
  - 2) 内部監査室は、内部監査の実施状況を監査等委員会に報告する。
  - 3) 内部統制委員会は、監査等委員会に対して当社及び子会社から成る企業集団全体に重大な影響を及ぼす事項、内部統制に関する監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインに関する状況を速やかに報告する。
  - 4) 監査等委員会が必要と判断した事項については取締役、執行役員及び使用人が速やかに報告する。
- ⑧ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
- 当社は、コンプライアンス・ホットラインへの通報・相談者及び監査等委員会への報告者については不利な取り扱いを受けないことを確保する。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行に生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員の職務執行に必要な費用について請求があった場合、特に不合理なものでなければ前払または償還に応じる。
- ⑩ その他監査等委員会による監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- 監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとしている。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の「内部統制システム基本方針」に基づき、取締役及び常勤の監査等委員で構成する内部統制委員会にコンプライアンス委員会・リスクマネジメント委員会を設け、内部統制システムの整備・運用にあたっています。また「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を定め、ガバナンス体制のさらなる強化を図っています。当事業年度における主な運用状況は以下の通りです。

### ① コンプライアンス

当社及び子会社の役職員の行動規範として、「品川リフラクトリーズ行動憲章」及び「コンプライアンス・マニュアル」を定め、各種研修を実施し、「内部通報規定」により社外弁護士等を窓口とするコンプライアンス・ホットラインを社内報で毎号紹介するなど、コンプライアンス意識の醸成に努めております。

### ② リスクマネジメント

「リスクマネジメント基本方針」及び「リスク管理規定」に基づき、企業活動の継続的・安定的な推進を阻害する潜在的なリスクを最小化し、異常事態や緊急事態の発生への即応を可能とするため、定期的に重要リスクを評価し対策を定める活動を推進しています。また財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、グループ全体で有効かつ適切な内部統制を整備・構築し、継続的に改善のうえ運用しているかについて内部統制評価を実施いたしました。

### ③ 取締役会による監督等

当社取締役会は法令・定款等への適合性や経営方針の策定等、経営に関する重要事項を決定し、月次の業績をレビューし改善策を検討する等合理的な経営判断に基づく取締役の業務執行の妥当性等について監督いたしました。

### ④ 監査等委員会による監査等

当社監査等委員会は監査方針・計画を協議決定し、常勤の監査等委員が経営会議に出席し取締役の業務執行を監督するとともに社外監査等委員と情報を共有しています。また代表取締役社長、監査法人と意見交換を行うことにより、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守状況の監査を実施いたしました。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に  
応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様  
の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、総合耐火物メーカーである当社の経営においては、当社グループの企業価値ひいては  
株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させてい  
くためには、当社グループの企業価値の源泉である、①伝統の中で蓄積された豊富なノウハウと  
技術開発力、②高品質の製品を開発し提供することを可能とする国内外の拠点、③永年の間に築  
き上げたお客様・お取引先との信頼関係、④地域との共生及び環境保全への取組み等を機軸とし  
た中長期的な視野を持った経営的な取組みが必要不可欠であると考えております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実  
行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全  
てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等  
買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買  
付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。

従いまして、買付者が大規模な買付行為を行う場合においては、一定のルールに従って、買付  
行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定  
の評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行っ  
た後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく  
損なうと認められるものもないとはいえません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当  
社取締役会が本対応方針に従って適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同  
の利益を守るために必要であると考えております。

### (2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成、その他の基本方針の実現に資する特別な取 組みの概要

当社グループは、耐火物及び関連事業において競争を勝ち抜くために、拡販とその背景となる  
顧客満足度の向上を最重要課題に掲げ、営業・生産活動に励むとともに、更なるグローバル化を  
指向しグループとしての事業規模の拡大を追求しております。

また、経営統合以来進めてまいりました生産集約を完了し、国内の生産拠点を3工場体制から2工場体制に再編することでさらなる効率化を図り、コスト競争力の高い、強い生産体制を目指しております。

さらに、株主、お客様・お取引先、地域社会、社員等多くの関係者各位の期待・信頼に応えるべく、収益の拡大による経営基盤の強化を図る一方、社会の信頼を得られる企業であり続けようとする姿勢を徹底することで企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めております。

コーポレート・ガバナンスはそのための土台と考え、当社取締役会の活性化及び監査体制の充実をもって経営管理体制の強化を図っております。

### (3) **会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要**

当社は、平成26年5月8日開催の当社取締役会において、(1)で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株式の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）として継続を決議し、平成26年6月27日開催の第180回定時株主総会に付議し、承認可決されました。

本対応方針は、当社株式等について、20%以上となる買付行為等が行われる場合に、①当該買付者が当社取締役会に当該買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③当社取締役会又は株主総会が対抗措置の発動の可否について決議を行った後に当該買付行為を開始する、という大規模買付ルールを遵守を当該買付者に求める一方で、当該買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、独立委員会への諮問を経たうえで、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

なお、本対応方針の有効期間は平成29年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までです。

本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.shinagawa.co.jp/news/index.html>）に掲載する平成26年5月8日付ニュースリリースをご覧ください。

#### (4) 本対応方針に対する判断及びその理由

(2)に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、(2)に記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものと判断しております。

また、(3)に記載した本対応方針も、(3)に記載した通り、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものと判断しております。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動又は不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、必要に応じて対抗措置発動の可否について株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

## 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>64,690</b>	<b>流動負債</b>	<b>36,828</b>
現金及び預金	9,437	支払手形及び買掛金	13,669
受取手形及び売掛金	33,855	短期借入金	13,624
有価証券	5,304	1年内償還予定の社債	40
商品及び製品	7,125	リース債務	6
仕掛品	2,577	未払費用	4,086
原材料及び貯蔵品	5,236	未払法人税等	1,897
繰延税金資産	595	未払消費税等	885
その他	743	未払消費税等	352
貸倒引当金	△185	賞与引当金	1,153
<b>固定資産</b>	<b>41,817</b>	製品保証引当金	3
<b>有形固定資産</b>	<b>29,944</b>	その他の	1,110
建物及び構築物	14,824	<b>固定負債</b>	<b>15,492</b>
機械装置及び運搬具	4,943	長期借入金	4,852
土地	9,484	リース債務	4
リース資産	7	繰延税金負債	2,029
建設仮勘定	117	役員退職慰労引当金	357
その他	567	環境対策引当金	68
<b>無形固定資産</b>	<b>375</b>	退職給付に係る負債	5,185
<b>投資その他の資産</b>	<b>11,497</b>	長期預り保証金	2,561
投資有価証券	9,014	資産除去債務	157
繰延税金資産	762	その他の	274
退職給付に係る資産	420	<b>負債合計</b>	<b>52,320</b>
その他	1,534	(純資産の部)	
貸倒引当金	△234	<b>株主資本</b>	<b>46,307</b>
<b>資産合計</b>	<b>106,507</b>	資本金	3,300
		資本剰余金	5,151
		利益剰余金	37,861
		自己株式	△5
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,363</b>
		その他有価証券評価差額金	1,836
		為替換算調整勘定	449
		退職給付に係る調整累計額	△922
		<b>非支配株主持分</b>	<b>6,515</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>54,186</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>106,507</b>

## 連結損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

科 目	金 額
売上高	103,722
売上原価	84,850
<b>売上総利益</b>	<b>18,871</b>
販売費及び一般管理費	12,527
<b>営業利益</b>	<b>6,344</b>
営業外収益	
受取利息	18
受取配当金	153
保険配当金	78
持分法による投資利益	42
その他	163
営業外費用	
支払利息	163
為替差損	112
その他	160
<b>経常利益</b>	<b>6,365</b>
特別利益	
固定資産売却益	60
投資有価証券売却益	0
特別損失	
固定資産処分損失	175
減損	60
特別退職金	8
環境対策費	86
事業撤退損	24
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>6,070</b>
法人税、住民税及び事業税	1,657
法人税等調整額	73
<b>当期純利益</b>	<b>4,339</b>
非支配株主に帰属する当期純利益	737
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>3,602</b>

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成28年4月1日 期首残高	3,300	5,151	34,824	△4	43,271
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△565		△565
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,602		3,602
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	3,036	△1	3,035
平成29年3月31日 期末残高	3,300	5,151	37,861	△5	46,307

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計		
平成28年4月1日 期首残高	1,206	745	△1,027	924	5,937	50,132
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△565
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						3,602
自 己 株 式 の 取 得						△1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	630	△295	105	439	578	1,017
連結会計年度中の変動額合計	630	△295	105	439	578	4,053
平成29年3月31日 期末残高	1,836	449	△922	1,363	6,515	54,186

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>42,926</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>25,616</b>
現金及び預金	3,593	支払手形	809
受取手形	1,358	短期借入金	9,060
売掛金	22,629	1年内返済予定の長期借入金	8,930
有価証券	5,299	リース負債	465
商品及び製品	3,875	未払金	3
仕掛品	1,543	未払費用	3,810
半成工事	86	未払法人税等	861
材料及び貯蔵品	2,565	未払消費税	398
前払費用	45	未受引当金	172
未収入金	1,445	賞与引当金	106
関係会社短期貸付金	220	その引当金	520
繰延税金資産	237	固定負債	479
その引当金	29	長期借入金	<b>10,985</b>
貸倒引当金	△2	繰延税金負債	3,545
<b>固 定 資 産</b>	<b>34,458</b>	退職給付引当金	1,527
<b>有形固定資産</b>	<b>20,338</b>	退職慰労引当金	3,074
建物	10,914	環境対策引当金	283
構築物	449	長期預り保証金	35
機械及び装置	2,575	長期預り保証金	2,360
車両運搬具	49	負債合計	157
工具、器具及び備品	163		<b>36,601</b>
原料地及び山林	166	(純資産の部)	
土地	5,925	<b>株 主 資 本</b>	<b>39,113</b>
建設仮勘定	92	資本金	3,300
<b>無形固定資産</b>	<b>64</b>	資本剰余金	5,041
ソフトウェア	35	資本準備金	635
その他	28	その他資本剰余金	4,405
<b>投資その他の資産</b>	<b>14,056</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>30,776</b>
投資有価証券	7,465	利益準備金	825
関係会社株式	4,908	その他利益剰余金	29,951
関係会社出資金	1,290	固定資産圧縮積立金	2,194
関係会社長期貸付金	1,479	別途積立金	5,000
その引当金	403	繰越利益剰余金	22,757
貸倒引当金	△1,490	<b>自 己 株 式</b>	<b>△5</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>77,385</b>	評価・換算差額等	1,670
		その他有価証券評価差額金	1,670
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>40,783</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>77,385</b>

## 損 益 計 算 書

(平成28年 4 月 1 日から  
平成29年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		69,576
売 上 原 価		59,900
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>9,675</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,419
<b>営 業 利 益</b>		<b>3,256</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8	
有 価 証 券 利 息	0	
受 取 配 当 金	405	
為 替 差 益	0	
保 険 配 当 金	72	
そ の 他	36	523
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	68	
社 債 利 息	9	
そ の 他	74	152
<b>経 常 利 益</b>		<b>3,627</b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2	2
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損 失	145	
減 損 損 失	46	
関 係 会 社 事 業 損 失	122	313
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>3,316</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	775	
法 人 税 等 調 整 額	138	913
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>2,403</b>

# 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
平成28年4月1日 期首残高	3,300	635	4,405	825	2,235	5,000	20,878	△4	37,276
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の積立					63		△63		－
固定資産圧縮積立金の取崩					△104		104		－
剰余金の配当							△565		△565
当期純利益							2,403		2,403
自己株式の取得								△1	△1
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△41	－	1,879	△1	1,836
平成29年3月31日 期末残高	3,300	635	4,405	825	2,194	5,000	22,757	△5	39,113

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成28年4月1日 期首残高	1,153	1,153	38,430
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮積立金の積立			－
固定資産圧縮積立金の取崩			－
剰余金の配当			△565
当期純利益			2,403
自己株式の取得			△1
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	516	516	516
事業年度中の変動額合計	516	516	2,353
平成29年3月31日 期末残高	1,670	1,670	40,783

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

品川リフラクトリーズ株式会社

取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小林 茂 夫 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩出 博 男 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 紙本 竜 吾 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、品川リフラクトリーズ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、品川リフラクトリーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

品川リフラクトリーズ株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林茂夫	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩出博男	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	紙本竜吾	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、品川リフラクトリーズ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第183期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第183期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、定期的に事業の報告を求めるとともに、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実  
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当  
該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、  
指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査  
報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び会計監  
査人有限責任あずさ監査法人から受けております。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針は相当であると認めま  
す。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該  
基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当  
社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月10日

品川リフラクトリーズ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 箱 根 直 意 ㊟

常勤監査等委員 市 川 一 ㊟

監 査 等 委 員 豊 泉 貴 太 郎 ㊟

監 査 等 委 員 佐 藤 正 典 ㊟

監 査 等 委 員 中 島 茂 ㊟

(注) 監査等委員豊泉貴太郎、佐藤正典及び中島茂は、会社法第2条第15号及び第331条第  
6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社の利益配分の基本的な考え方は、株主への安定した配当を確保しつつ将来に増配を心がけ、併せて企業体質の強化のため内部留保の充実を図ることです。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業環境等を総合的に勘案し、1株につき4円といたしたいと存じます。

なお、当期は中間配当金として3円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株につき7円となり、前期と比べて1株につき1円の増配となります。

#### 期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき4円といたしたく存じます。  
この場合の配当総額は、377,083,220円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成29年6月30日といたしたく存じます。

## 第2号議案 株式併合の件

### 1. 株式併合の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成30年10月1日までに普通株式の売買単位を100株に統一するための取り組みを進めております。当社は本取り組みの趣旨を踏まえ、平成29年5月11日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数を1,000株から100株へ変更することといたしました。

これにあたり投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施いたします。発行可能株式総数についても株式併合同じ割合で3億7千7百万株から3千7百70万株に変更することといたします。

なお、上記の単元株式数の変更は、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって効力が発生することとしております。

### 2. 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、その所有株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して端数の割合に応じて交付いたします。

### 3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

### 4. 効力発生日における発行可能株式総数

3千7百70万株

### 5. その他

その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任いただきたいと存じます。なお、株式の併合を行うことにより、会社法第182条第2項の定めに基づき、その効力発生日に発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

(ご参考)

本議案が原案通り承認可決された場合には、平成29年10月1日をもって、当社定款の一部が次の通り変更されることとなります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3億7千7百万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3千7百7十万株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。

※ 現行定款第7条（単元株式数）の条数繰り下げは、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることが条件となります。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

機動的な資本政策を遂行できるように、定款第7条に自己株式の取得の規定を新設するものがあります。

また、条文の新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものであります。

なお、本議案は、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(自己の株式の取得)</u> 第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u>
第7条～第33条 (条文省略)	第8条～第34条 (現行どおり)

**第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）8名全員の任期が満了いたします。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたします。

なお、本議案に関しまして、監査等委員会は各取締役候補者を取締役に選任することが相当であると判断しております。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	相川 貢 (昭和25年9月21日)	昭和50年4月 日本鋼管(株)入社 平成14年2月 同社総務・人事部門人事労政統括グループリーダー兼鉄鋼事業部人事労政部長 平成15年4月 JFEスチール(株)労政人事部長 平成17年4月 同社常務執行役員 平成20年4月 同社専務執行役員 平成22年4月 同社代表取締役副社長 平成24年4月 当社顧問 平成24年6月 当社代表取締役副社長 平成25年6月 当社代表取締役社長（現任）	30,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>相川 貢氏は、JFEスチール(株)での代表取締役副社長等の経験を経て、平成24年4月に当社へ移籍しております。当社では平成24年6月の代表取締役副社長就任を経て、平成25年6月以来代表取締役社長を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	吉野良一 (昭和26年4月11日)	昭和49年4月 当社入社 平成10年4月 当社岡山工場第3製造部長 平成11年10月 当社神戸営業所長 平成15年4月 当社第2営業部長兼神戸営業所長 平成19年6月 当社取締役第2営業部長兼神戸営業所長 平成21年10月 当社取締役常務執行役員 平成28年4月 当社取締役常務執行役員第2営業部担当(現任) <重要な兼職の状況> (株)セラテクノ代表取締役社長	20,000株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 吉野良一氏は、長年にわたり技術開発部門・製造部門・営業部門業務に携わり、平成19年6月より取締役を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。			
3	飯田栄司 (昭和30年8月25日)	昭和56年4月 当社入社 平成16年1月 当社技術研究所第1研究グループマネージャー 平成21年4月 当社湯本工場長 平成21年10月 当社執行役員湯本工場長兼湯本製造部長 平成24年6月 当社常務執行役員湯本工場長兼湯本製造部長 平成25年6月 当社取締役常務執行役員 平成28年4月 当社取締役常務執行役員生産部門・調達センター・安全環境部担当、西日本工場長(現任)	12,000株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 飯田栄司氏は、長年にわたり技術開発部門・製造部門業務に携わり、平成21年10月より執行役員、加えて平成25年6月より取締役を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。			

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	金重利彦 (昭和31年10月14日)	昭和57年4月 当社入社 平成13年4月 当社岡山工場日生製造部製造室長 平成14年12月 当社湯本工場鹿島製造室長 平成16年4月 当社湯本工場長 平成21年4月 当社岡山工場副工場長兼製造部長 平成22年6月 当社執行役員岡山工場長兼製造部長 平成25年6月 当社取締役常務執行役員 平成28年4月 当社取締役常務執行役員第1営業部・第3営業部・第4営業部担当(現任)	19,000株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 金重利彦氏は、長年にわたり技術開発部門・製造部門・営業部門業務に携わり、平成22年6月より執行役員、加えて平成25年6月より取締役に務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。			
5	斎藤敬治 (昭和31年11月24日)	昭和55年4月 当社入社 平成15年12月 当社岡山工場日生製造部長 平成18年7月 Shinagawa Advanced Materials Americas Inc. 社長 平成23年4月 当社技術研究所長 平成23年6月 当社執行役員技術研究所長 平成25年6月 当社常務執行役員湯本工場長兼湯本製造部長 平成28年4月 当社常務執行役員技術研究所・技術部担当、技術研究所長兼技術部長 平成28年6月 当社取締役常務執行役員 平成29年4月 当社取締役常務執行役員技術研究所・技術部担当、技術部長(現任)	8,000株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 斎藤敬治氏は、長年にわたり技術開発部門・製造部門業務に携わり、また米国子会社経営の経験を経て、平成23年6月より執行役員、加えて平成28年6月より取締役に務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	加藤 健 (昭和33年8月24日)	昭和56年4月 当社入社 平成19年6月 当社総務部長兼不動産部長 平成21年10月 当社総務部長 平成24年6月 当社執行役員総務部長 平成26年4月 当社常務執行役員総務部長 平成28年4月 当社常務執行役員管理部門・国内関係会社担当 平成28年6月 当社取締役常務執行役員管理部門・国内関係会社担当(現任)	14,000株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 加藤 健氏は、長年にわたり総務部門・経理部門・購買部門業務に携わり、平成24年6月より執行役員、加えて平成28年6月より取締役を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。			
7	黒瀬 芳和 (昭和33年11月29日)	昭和58年4月 川崎製鉄(株)入社 平成19年4月 JFEスチール(株)東日本製鉄所(京浜地区)製鋼部長 平成22年4月 同社スラグ事業推進部長 平成25年4月 当社築炉事業部長付 平成25年6月 当社執行役員築炉事業部長 平成26年4月 当社執行役員第1営業部長 平成27年4月 当社常務執行役員第1営業部長 平成28年4月 当社常務執行役員築炉事業部・エンジニアリング部担当 平成28年6月 当社取締役常務執行役員築炉事業部・エンジニアリング部担当(現任)	7,000株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 黒瀬芳和氏は、JFEスチール(株)でのスラグ事業推進部長等の経験を経て、平成25年4月に当社へ移籍しております。平成25年6月より執行役員を務め、これまで築炉部門・営業部門業務に携わっており、また平成28年6月からは取締役を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。			

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8	山下寛文 (昭和35年1月10日)	昭和57年4月 日本鋼管(株)入社 平成20年4月 JFEスチール(株)第2関連企業部長 平成23年4月 同社西日本製鉄所副所長 平成26年4月 当社執行役員経営企画部・海外事業部・海外営業部・海外関係会社担当、経営企画部長 平成27年4月 当社常務執行役員経営企画部・中国アジア事業部・欧米豪州事業部・海外関係会社担当、経営企画部長 平成28年6月 当社取締役常務執行役員経営企画部・中国アジア事業部・欧米豪州事業部・海外関係会社担当、経営企画部長(現任)	6,000株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 山下寛文氏は、JFEスチール(株)での西日本製鉄所副所長等の経験を経て、平成26年4月に当社へ移籍しております。同年同月より執行役員を務め、これまで経営企画部門・海外関係部門業務に携わっており、また平成28年6月からは取締役を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。			

- (注) 1. 当社と(株)セラテクノの間には資本関係、従業員派遣及び耐火物製品等の取引があります。  
 2. 以上の他、各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

## 第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成20年6月27日開催の当社第174回定時株主総会において、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」を導入し、その後平成23年6月29日開催の当社第177回定時株主総会及び平成26年6月27日開催の当社第180回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）についてご承認いただき継続致しましたが、その有効期限は本総会終結の時までとなっております。

当社は、平成29年5月11日開催の当社取締役会において、社外取締役3名を含む当社取締役全員の賛成により、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、本対応方針を継続することを決定し、その旨を公表致しました。

本議案は、当社定款第32条の定めに基づき、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。本対応方針の内容は、後記の通りであります。

### 記

#### Ⅰ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、総合耐火物メーカーである当社の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社グループに与えられた社会的な使命、それら当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である、①伝統の中で蓄積された豊富なノウハウと技術開発力、②高品質の製品を開発し提供することを可能とする国内外の拠点、③永年の間に築き上げたお客様・お取引先との信頼関係、④地域との共生及び環境保全への取組み等を機軸とした中長期的な視野を持った経営的な取組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するため

には、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（詳細につきましては、II 3. をご参照下さい。以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう（詳細につきましては、II 4. (1) のイ. ないしト. をご参照下さい。）と認められるものもないとはいえません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が本対応方針に従って適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。（以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を、以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）

## II 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、Iで述べた会社支配に関する基本方針に照らし、(i) 特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、(ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為又は、(iii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等(注4)（いずれにおいても市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法等の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為及び合意等を除きます。）（以下かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為又は合意等を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルール（大規模買付ルール）に従っていただくこととし、これを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みと致します。

注1：特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいい、これらについての同法第2条第2項に定める有価証券表示権利を含みます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

又は、

(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、これらについての同法第2条第2項に定める有価証券表示権利を含みます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）

又は、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計

をいいます。

株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味し、これらについての同法第2条第2項に定める有価証券表示権利を含みます。

注4：共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。

## 1. 本対応方針継続の必要性

1で述べましたとおり、当社は、大規模買付者においては、大規模買付行為に先立ち、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する大規模買付ルールに従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後にものみ当該大規模買付

行為を開始すべきであると考えております。

当社取締役会及び独立委員会は、かかる情報が提供された後、それぞれ、大規模買付行為に対する当社取締役会及び独立委員会としての意見の検討を速やかに開始し、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し必要に応じ開示致します。さらに、当社取締役会は、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を得られることとなります。

併せて、大規模買付ルールを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定め、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の取組みとして、本対応方針を継続することとしました。

なお、平成29年3月31日現在、当社の筆頭株主であるJFEスチール株式会社は、当社株式の33.7%を保有しております。当社とJFEスチール株式会社は、財務及び事業の方針に関しては相互に独立した意思決定を行っておりますが、JFEスチール株式会社は、当社の安定株主として当社と友好的な関係を構築しており、本対応方針における対象にしておりません。一方、当社には他に突出した大株主はなく、当社株式は機関投資家、金融機関、個人等に広く分散して保有されております。従いまして、今後、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうような大規模買付行為がなされた場合には、株主の皆様が当該大規模買付行為についての条件・方法等について検討し、また当社取締役会による意見・代替案作成等のために、必要かつ十分な情報や検討時間を確保する必要があると考えております。

## 2. 独立委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための諮問機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び社外有識者（注5）の中から選任します。本対応方針継続時の独立委員会の委員の氏名・略歴は別紙3に記載のとおりです。また、独立委員会の概要は別紙2のとおりです。

本対応方針においては、下記II 4.（1）に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動せず、下記II 4.（2）に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置を発動することがある、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しております。また、大規模買付行為が企

業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの判断（下記II 4.（1）をご参照下さい。）、大規模買付ルールを遵守したか否かの判断（下記II 4.（2）をご参照下さい。）、対抗措置を発動・不発動・停止・変更すべきか否かの判断（下記II 4.をご参照下さい。）等、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必ず独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家等の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

独立委員会の決議は、原則として委員全員の出席により、その過半数をもってこれを行います。但し、独立委員会委員の全員が出席できないやむを得ない事情がある場合には、独立委員会委員の過半数の出席により、出席者の過半数をもってこれを行います。

注5：社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

### 3. 大規模買付ルールの内容

#### （1）情報の提供

当社が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③当社取締役会又は株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。なお、当社取締役会は、大規模買付者から提供された本必要情報を、速やかに独立委員会に提供するものとします。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なり

ますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者及び特別関係者（並びにファンドの場合は各組合員その他の構成員）を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
- ⑤当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報につき、その全部又は一部を開示致します。

## （２）当社取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、６０日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は９０日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表致します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表致します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動又は対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動又は株主総会招集の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会

評価期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示致します。

### (3) 当社取締役会による決議、及び株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動又は株主総会招集の決議その他必要な決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合、又は独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けた上で当社取締役会が株主の皆様のご意見を反映すべきと判断した場合には、株主の皆様に対し対抗措置発動の可否についてお諮りするため、原則として株主総会招集の決議を行い、当該決議の日より最長60日間以内に当社株主総会を開催することとします。

これらの取締役会決議を行った場合、株主総会が開催された場合等において、当社は適切と認められる情報を、適時適切に開示致します。

## 4. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様への説明責任を果たすものとし、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は企業価値ひいては株主共同の利益を守るために、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります（対抗措置として具体的に講じる手段については、下記II 4. (2)をご参照下さい。）。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。なお、上記の例外的対応をとる際の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同

の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで判断します。

なお、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合、又は独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けた上で当社取締役会が株主の皆様のご意見を反映すべきと判断した場合には、原則として株主総会招集の決議を行い、当該決議に従って、対抗措置を発動することがあります（株主総会を開催する場合の手続きについては、上記II 3.（3）をご参照下さい。）。

イ. 次の①から④までに掲げる行為等当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合

①株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為

②会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為

③会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

ロ. 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合

ハ. 大規模買付者による支配権取得により、取引先、顧客、従業員等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益が著しく損なわれる場合

ニ. 大規模買付行為の条件（対価の種類・価額、大規模買付行為の時期、買付方法の適法性、大規模買付行為の後における当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーへの対応方針等を含みます。）が当社グループの本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な大規模買付行為である場合

ホ. 当社グループの企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの取引先、顧客、従業員等との関係又は当社グループの企業文化を破壊すること等により、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を害する重大なおそれをもたらす大規模買付行為である場合

ヘ. 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

ト. その他 イ. ないし ヘ. に準ずる場合で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

## (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙1に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間や行使条件等を設けることがあります。

## (3) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対応措置発動の停止又は変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の割当てを受けべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行う等、対抗措置を発動することが適切でないと当社取締役会が判断した場合には、次のとおり対抗措置発動を中止又は停止することができるものとします。

- ①当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当てを中止する。
- ②新株予約権の無償割当ての効力発生後においては、行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで当該新株予約権を無償取得する。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

## 5. 株主・投資家の皆様に与える影響等

### (1) 本対応方針継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

本対応方針継続時点においては、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置は実施されませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

## (2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合等においては、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会決議又は株主総会決議に基づき、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（対抗措置の発動対象となった大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様には新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせ致します。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

## 6. 本対応方針の適用開始と有効期限

本対応方針は、本総会における株主の皆様への承認を条件として、同承認があった日より適用されることとします。有効期限は同承認があった日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以降、本対応方針の更新（一部修正した上での継続も含みます。）については当社株主総会の承認を経ることとします。

但し、本対応方針の有効期間中であっても、当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で本対応方針を廃止する旨の決議を行った場合には、当該決議の時点をもって本対応方針は廃止されるものとします。その場合には、当社は、その廃止の事実を速やかに開示致します。

また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本対応方針の変更を行うこともあります。その場合にも、当社は、その変更内容を速やかに開示致します。

## 7. 法令等による修正

本対応方針で引用する法令の規定は、平成29年5月11日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができますものとして。

以 上

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 新株予約権概要

## 1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

## 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。

## 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

## 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

## 6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）は、原則として新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる者も、原則として

新株予約権を行使することができない（但し、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、この者の有する新株予約権も、後記8. のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象とする。）。さらに、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、本新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 7. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

## 8. 当社による新株予約権の取得

- ①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- ②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、特定株主グループに属する者及び取得がなされる日までに特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる当社取締役会の認定にあたり、当社は、本8.②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。
- ③取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以上

## 独立委員会の概要

### 1. 設置

独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

### 2. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役・経営経験豊富な企業経営者・投資銀行業務に精通する者・弁護士・公認会計士・会社法等を主たる研究対象とする学識経験者・又はこれらに準ずる者、3名以上で構成される。本対応方針継続時の構成員は、豊泉 貫太郎氏、佐藤 正典氏、中島 茂氏の3名とする。

### 3. 任期

独立委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役であった独立委員会委員が、取締役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

独立委員会の委員に欠員が生じた場合には、上記2. 記載の選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任する。新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残任期間と同じとする。

### 4. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、現任の独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、独立委員会委員の全員が出席できないやむを得ない事情がある場合には、独立委員会の決議は、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には当社取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

### 5. 決議事項その他

独立委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に勧告するものとする。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資す

るか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- ①大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の決定
- ②大規模買付者が当社取締役会に提供すべき本必要情報の決定
- ③大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
- ④大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの決定
- ⑤大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
- ⑥取締役会評価期間を延長するか否かの決定
- ⑦対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきであることの決定
- ⑧対抗措置を発動・不発動・変更・停止すべきかの決定
- ⑨大規模買付ルールの継続・変更・廃止の検討

⑩その他、当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項  
また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以 上

### 独立委員会委員略歴

本対応方針継続時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

豊泉 貴太郎（とよいずみ かんたろう）

【略 歴】

昭和20年10月17日生

昭和45年 4月 弁護士登録（東京弁護士会）

河村法律事務所入所

平成16年 4月 慶応義塾大学法科大学院教授

平成16年 6月 当社監査役

平成28年 6月 当社取締役監査等委員（現任）

豊泉貴太郎氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

佐藤 正典（さとう まさのり）

【略 歴】

昭和22年 7月28日生

昭和45年 4月 監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社

昭和48年 3月 公認会計士登録

平成16年 5月 あずさ監査法人理事長

平成22年 6月 あずさ監査法人退任

平成22年10月 佐藤会計事務所開設

平成23年 6月 当社監査役

平成28年 6月 当社取締役監査等委員（現任）

佐藤正典氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

中島 茂 (なかじま しげる)

【略 歴】

昭和24年12月27日生

昭和54年 4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会)

昭和58年 4月 中島経営法律事務所設立

平成27年 6月 当社取締役

平成28年 6月 当社取締役監査等委員 (現任)

中島 茂氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.

## 第183回定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号  
サピアタワー6階 ステーションコンファレンス東京605号会議室

下 車 駅 東京駅（JR各線、東京メトロ丸ノ内線）  
大手町駅（東京メトロ東西線、東京メトロ丸ノ内線、  
東京メトロ千代田線、都営地下鉄三田線）

